

年に1度は健(検)診を受けましょう

今年度の健康診査・がん検診は令和3年3月末日までです。まだ受診していない方は、各種受診券および健康保険証を持参し取扱医療機関に受診するか、町の集団健(検)診で早めに受診してください。詳細はホームページで確認してください。

※集団健(検)診を受診された方は、医療機関との重複受診はできません。

※集団健(検)診の場合は、時間枠ごとに定員があるため、予約状況によっては希望の会場・時間帯で受診できない場合があります。なお、3月の集団検診については、12月号に掲載予定です。

生活習慣病の予防と早期発見のために、年に1度は健康診査・がん検診を受診し、自分自身の健康状態を確認しましょう。

照会先

◎特定健診・長寿健診

保険健康課 ☎8519564

◎一般健診・がん検診

さくら館 ☎8510800

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

・老齢基礎年金を受給している、次の要件をすべて満たしている方。

- ① 65歳以上である
- ② 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方が、要件を満たしている方。

① 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方

成人歯科健康診査を受けましょう!

今年度の成人歯科健康診査は11月30日(月)までです。

対象者は、令和3年3月31日までに40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳の誕生日を迎える方で、6月に通知文を送っています。

まだ受診していない方でご希望の方は、受診券を送付しますので、さくら館にご連絡ください。詳細については、ホームページ又は広報はこね9月号をご覧ください。

歯の健康のためにぜひこの機会に受診しましょう。

申込・照会先

さくら館 ☎8510800

はつらつ町民健康教室「疾病予防セミナー」

毎年、町内にはない診療科目の先生を招き病気などのお話をさせていただきます。

今年度は皮膚科疾患をテーマに講演会を開催します。

皮膚炎や蕁麻疹など身近な症状や病気についてお話しさせていただきますので、ぜひ、

参加してください。

日時 12月2日(水)

14時30分～16時00分

場所 さくら館 会議室

テーマ「皮膚科疾患講演会」

講師 大林医院 院長

大林 寛人 氏

対象 町内在住の方

持ち物 筆記用具

申込方法 電話で申し込んでください。

申込・照会先

さくら館 ☎8510800

老人クラブに入りませんか

老人クラブは、主に60歳以上の方が自主的に集まり、社会奉仕や地域の担い手として活動しています。また、各種スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて健康寿命の延伸を目指すとともに、会員間の親睦を深めています。

主な活動内容

・はつらつスポーツ大会

・グラウンドゴルフ大会

・研修旅行

・やまなみ芸能大会

・地域の清掃活動 など

入会方法 入会を希望する方

は、福祉課まで問い合わせてください。お住まいの地域で活動しているクラブを紹介いたします。

照会先 福祉課

☎8517790

シルバー人材センターで働きませんか

皆さんの豊富な知識や経験、技術をぜひ生かしてください。

対象 おおむね60歳以上で健康で働く意欲がある方

※事前にシルバー人材センターに登録が必要です。

主な仕事

・施設の管理・駐車場の整理

・網戸の張替・家具の移動、

片付け・庭の手入れなど

また、併せて仕事を頼み方も募集しております。

個人、事業所など、どなたでも何か手伝いが必要なことや高齢者にとって簡易で臨時的に依頼したい仕事がありましたらご相談ください。

照会先 町シルバー人材センター(やまなみ荘内)

☎8215115(9時～16時)

バス回数券の購入費を助成します

いつまでも元気で暮らせるよう介護予防の観点から高齢者の積極的な外出を促すため、路線バスの回数券の購入費を一部助成します。

対象者 65歳以上の方(生活保護受給世帯の方は除く)

助成内容 バス回数券の購入金額の25% 年間10冊まで(令和2年度に限り年間5冊まで)

※回数券は、1セット10枚以上のものに限りません。

対象区間 箱根町内～小田原駅・御殿場駅・三島駅まで

申請方法 バス会社の回数券販売窓口にて「箱寿」のスタンプが押された回数券を購入後、申請書に購入証明書(販売窓口にて発行)を添えて、

箱エールクーポン券の使用期限のお知らせ!

町内登録店舗で利用できる箱エールクーポン券の使用期限が近づいています。使用期限を過ぎた場合、クーポン券は無効となり使用できませんので、ご注意ください。

使用期限 11月30日(月)

照会先 企画課

☎8519560

年末調整説明会の中止について

今年の年末調整説明会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止となりました。年末調整に関する各種情報については、国税庁のホームページをご覧ください。

また、給与支払報告書の提出については、箱根町のホームページをご確認ください。なお、給与支払報告書の電子的提出義務基準が引き下げられましたので、ご注意ください。

照会先 税務課

☎8517750

には、日本年金機構より10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせが送付されます。

同封のががき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省が装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

照会先 「ねんきんダイヤル」☎0570-051165

20歳前障害基礎年金の請求について

障害年金の請求に当たっては初診日の証明が必要ですが、20歳前傷病に係る障害基礎年

金については、2番目以降に受診した医療機関の受診日より、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合であって、かつ、その受診日前に厚生年金の加入期間がない場合は、初診日証明手続きの簡素化が可能となりました。

(具体例)

10歳時にA病院を受診したのが初診。その後17歳時にB病院を受診して、障害年金の請求に当たり、B病院の証明がある場合、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院の証明は不要。

また、令和2年10月からは「病歴・就労状況等申立書」への記入も簡素化が可能となりました。

①生来性の知的障害の場合は、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況を一括してまとめて記入することが可能

②初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、発病から証明書発行医療機関の受診日までの経過(具体例のB病院受診日まで)を一括し